

議案第66号

入間東部地区衛生組合の解散及び同組合の解散に伴う財産処分について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条及び第289条の規定により、
平成30年3月31日をもって入間東部地区衛生組合を解散し、同組合の財産の全て
を入間東部地区消防組合に承継させることについて、議決を求める。

平成29年8月29日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

入間東部地区衛生組合の事務を入間東部地区消防組合で共同処理するため、平成
30年3月31日をもって入間東部地区衛生組合を解散すること及び同組合の解散に
伴う財産処分について協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案
を提出します。